

## 予報業務許可審査基準素案

予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準の制定について

東日本大震災の甚大な津波被害は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の迅速な避難が基本であること、そのため住民等の防災意識を高めるとともに国や地方公共団体を始めとする防災関係機関が防災に関するわかりやすい情報の発信や確実な伝達を行う必要性などを教訓として示した（別紙）。

気象庁は津波からの避難行動をとるための最初のきっかけとなる命にかかわる情報として津波警報を発表している。

これらを踏まえ、津波の予報業務の許可を受けた者は、気象庁の津波警報等の情報の確実・迅速な伝達に努めるとともに、自らの提供する予報が混乱なく用いられ、避難の妨げとなることがないように、対策をとることが求められる。

このような観点から、津波の予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準を以下に定めるものである。

予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準（津波）

### 第 1 予報業務の目的

行おうとする予報業務に即して、その目的が具体的に示されていること。

### 第 2 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

#### （ 1 ）予報の種類

##### イ 予報を行おうとする現象

津波とする。ただし、地震に伴って発生する津波に限る。

##### ロ 予報を行おうとする項目

津波の第一波の予想到達時刻、津波の高さ等とする。

#### （ 2 ）対象としようとする区域

予報の対象とする区域は個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所または地図上の表示によるものとする。

### 第 3 許可等の条件

許可等に際し、公共の利益を確保するため、特に津波に関する確実な防災対策と社会の安寧（混乱防止）を考慮し、別記 1 に掲げる必要最小限の条件を付すこととする。

### 第 4 観測その他の予報のための資料の収集の施設

#### 1 予報を行う際に収集が必要な資料

（ 1 ）津波警報・津波注意報・津波予報（以下「津波警報等」という。）との整

## 予報業務許可審査基準素案

合性を保つために気象庁が発表する次に掲げる地震の震源要素及び津波に関する予報資料のほか、予報を行おうとする項目、対象区域、予報の時間的、空間的分解能に適切に対応した地震および津波に関する資料および予報を行おうとする項目に応じた現地観測値を収集すること。

- ・ 震源・震度に関する情報
- ・ 震源に関する情報
- ・ 地震に関するその他の情報
- ・ 津波警報・津波注意報
- ・ 津波情報

- ( 2 ) 現地観測値については、対象とする区域ごとに 1 か所以上の地点の観測値を収集すること。ただし、対象とする区域外の地点であっても、対象とする区域の津波の状況を適切に把握できる観測値が得られる場合は、その地点の観測値をもって現地観測値にかえることができる。

### 2 必要な観測施設

- ( 1 ) 現地観測値を収集する場合に使用する観測施設は、沿岸の地理的条件を勘案して、予報を行おうとする対象区域の津波の状況を代表する場所として適切な地点に設置されていること。
- ( 2 ) 観測に用いる測器については、予報の種類に対応した十分な精度を有し、地震時にも安定して観測ができるものであること。
- ( 3 ) 申請者以外の者が保有する施設から現地観測値を収集する場合は、契約等に基づき当該現地観測値を確実に入手できること。

### 3 必要な資料の収集施設

- ( 1 ) 収集の施設は、行おうとする予報に必要な資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- ( 2 ) 申請者以外の者が保有する施設を用いる場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

### 第 5 予報のための解析の施設

- ( 1 ) 解析の施設は、用いる解析の手法を適確に処理できる能力を有し、行おうとする予報を利用目的に応じた適切な時間内にて発表できる電子計算機その他の施設であること。
- ( 2 ) 申請者以外の者が保有する施設を用いる場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

### 第 6 適切な予報業務の運用に必要な要員の確保

予報資料の収集及び解析の施設の適切な運用に必要な要員を置いていること。

### 第 7 警報事項の受信のための施設及び要員

津波の予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信施設そ

## 予報業務許可審査基準素案

の他の施設及び要員を有すること。

### 第8 現象の予想の方法

- (1) 津波の予想の方法は、地震の震源要素から津波波源を推定し、津波の伝播を考慮して予想する、もしくは、沖合の津波観測値から津波の伝播を考慮して予想するなど、予報を行おうとする項目及び対象区域並びに予報に使用する資料に応じた物理的手法を用いること。
- (2) 地震の震源要素から津波波源を推定して津波を予想する場合は、津波警報等との整合性を保つために気象庁が津波警報等で発表する震源要素を利用し、想定する断層の位置と形状の不確定性の考え方が気象庁のものと整合する方法であること。

## 予報業務許可審査基準素案

### 別記 1 許可等の条件（第 3 関係）

津波の予報業務の許可又は認可を受ける者（以下「事業者」という。）に対して、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、以下の遵守すべき事項を条件として付す。

#### （津波警報等との整合性）

- （ 1 ）気象庁が、マグニチュードの数値を発表せず、「巨大」、「高い」という定性的表現で津波警報を発表した場合には、気象庁と同じ定性的表現による予報を行う、もしくは、気象庁の津波警報をそのまま伝えること。
- （ 2 ）気象庁の津波警報・津波注意報・津波予報（以下「津波警報等」という。）が更新された場合には、予報を行おうとする項目、対象区域、予報の時間的、空間的分解能等を考慮した上で、更新条件を定めて適切な予報の更新を行うこと。

#### （利用者の特定及び利用者に対する説明等）

- （ 3 ）事業者は、契約等に基づき予報の利用者を特定し、あらかじめ次のことについて、利用者のすべてに対して説明(\*)をするか、もしくは、利用者の一部の者に説明するとともにそれ以外の利用者が説明を受けよう必要な措置を講ずること。さらに、予報の提供時にもその説明内容が想起されるよう予報内容に簡易の説明文を付加するなどの措置を講ずること。

- ・気象庁が行う津波警報等ではなく事業者が行う津波の予報であること（責任の所在）
- ・気象庁と異なる数値の予想が出ることがあっても、気象庁の津波警報等との整合性は保たれていること（津波警報等との関係）
- ・事業者の予報の精度、対象区域、予報の更新の条件等の利用に当たっての留意事項（利用上の留意事項）

(\*)説明事項を記した書面の配布や、画面に表示した説明を読まずとも承諾が可能などの簡易な方法によるものは、説明事項が正しく認識されないおそれがあるため、説明が行われたものとはみなされない。

#### （予報に使用する名称及び用語）

- （ 4 ）事業者が津波の予報に使用する名称には、気象庁が行う「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」及びこれらとまぎらわしい名称を使用しないこと。
- （ 5 ）事業者が「大津波」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、気象庁の大津波警報、津波警報、津波注意報の基準と矛盾しないようにするとともに、避難等の防災行動を妨げるような用語を使用しないこと。

## 予報業務許可審査基準素案

別紙

東日本大震災を踏まえた津波防災に関する教訓等（主に津波警報、情報に係るもの）

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成 23 年 9 月 28 日）より

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

津波警報や避難指示等は、行政や住民等にとって避難行動をとるための最初のきっかけとなる情報で命に関わるものである。

津波襲来時の避難行動に関わる情報は命に関わる情報であることから、防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段を活用し、津波警報等が行政や住民等に確実に伝わるようにするべきである。

津波災害は、十数年に一度程度の発生頻度ではあるものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがある。我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があることを住民等に十分に周知し、継続的に防災対策を進めるとともに、地震・津波の科学的理解を深め、住民等の防災意識の向上に努める必要がある。

中央防災会議 「防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成 24 年 7 月）より

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波からの避難については、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、津波警報等の情報を待たずに自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底していく必要がある。

地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることも周知する必要がある。

今回の東日本大震災の甚大な被害を踏まえ、今後発生する可能性のある地震・津波に対して一刻も早く実行性のある対策を進めていかなければならない。このためには、国、地方公共団体はもとより、地域住民、企業等が、二度と東

## 予報業務許可審査基準素案

日本大震災の惨禍を起こさないように肝に銘じ、問題を先送りせず、それぞれの役割に応じた対策を着実に進めていく必要がある。